

使用料改定 Q&A

<有料施設>

- Q. 4月1日以降に施設使用を予定しているのですが、3月31日までに使用申請をした場合、使用料金は新料金になりますか？
- A. 施設の使用が4月1日以降であっても、3月31日までに申請し、窓口で使用料金をお支払いいただければ旧料金です。
- Q. 3月31日に申請書をFAXで送った後、4月1日に窓口で使用料を支払う場合、使用料金はどうなりますか？
- A. 当施設は申請の際に使用料をお支払いいただいておりますので4月1日以降にお支払いをご希望される場合はその際に申請となります。
使用料金は新料金となります。
- Q. 3月31日までに申請を行い使用料を支払いましたが、使用希望日や時間を変更したいです。使用料金はどうなりますか？
- A. 変更の申請が4月1日以降となる場合は新料金が適用となるため、旧料金との差額をお支払い、または当施設の還付率に沿った金額を還付することになります。ただし、1つの申請につき変更は1回のみとさせていただいており、1度変更をすると再度変更はできませんのでご注意ください。
- Q. 電話で施設の使用申請はできますか？
- A. お電話での申請はお受けしておりませんが、仮予約はお電話でも可能です。仮予約の有効期限は7日間(休館日を除く)となり、有効期限内に窓口にて申請をしていただくこととなります。ただし、遠方で直接窓口にお越しいただけない場合はご相談ください。
また、仮予約後、3月31日までに窓口で申請を行った場合は旧料金が適用されますが4月1日以降に窓口で申請を行った場合は新料金となります。
- Q. 料金の支払いは、現金払いのみですか？
- A. 当施設でのお支払いは現金のみとなっております。